



平成29年9月25日

各 位

会 社 名 株式会社 アイ・ラーニング  
代表者名 代表取締役社長 加納 滋徳  
(コード：2442)  
問合せ先 総務部 部長 日置 宜典  
(TEL. 098-878-4119)

## 臨時株主総会招集のための基準日設定及び定款一部変更のお知らせ

当社は、平成29年9月19日並びに平成29年9月25日に開催された取締役会におきまして、平成29年12月1日開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するための基準日の設定と、同臨時株主総会において単元株式の設定及び定款一部変更につきまして付議することを決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 臨時株主総会に係る基準日設定等について

平成29年12月1日に開催予定の臨時株主総会において議決権を行使できる株主を確定するため、平成29年10月16日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- ① 基準日：平成29年10月16日（月）
- ② 公告日：平成29年9月28日（木）
- ③ 公告方法：官報への掲載による
- ④ 臨時株主総会開催予定日：平成29年12月1日（金）

#### 2. 定款の一部変更等について

##### (1) 単元株制度の採用および定款一部変更の目的

当社では、平成30年4月1日にグリーンシート銘柄制度の廃止に伴って当社株券も銘柄指定が取消しとなることから、銘柄指定取消前の平成29年2月末までに改めて臨時株主総会を開催して、制度廃止日またはその周辺の任意の日を効力発生日として、株式の譲渡制限に係る定款規定を設定するとともに株券を発行する旨の規定を削除する定款の一部変更を行うことで、反社会的勢力等の好ましからざる勢力による当社の経営への関与を回避し、もって銘柄指定の取消後の会社経営の安定化と株主価値の維持を図って参りたいと存じます。

しかしながら、株式の譲渡制限に係る定款変更に係る株主総会の決議要件は非常に重いことから、株主総会における議決権の行使状況が過去の株主総会と同程度に留まった場合、上記のような目的を達成することができなくなることが懸念されます。

このことから、熟慮の上、まずはこのたびの臨時株主総会において単元株制度を導入し、10株を1単元とする単元株式制度を導入する旨の定款の一部変更を行うことで平成29年2月末までに開催を検討している臨時株主総会における株式の譲渡制限に係る定款規定の設定に備えるものです。

また、本来であればグリーンシート銘柄制度の下で株式の売買による換価を想定していたにもかかわらず制度の廃止によって売買の機会を喪失する株主様に対しても、単元未満株式については単元未満株式買取制度を活用した株式の換価の機会を担保するものです。

なお、この変更により、単元未満株主様は、平成29年2月末までに開催を検討している臨時株主総会等、変更後に開催される株主総会において、議決権の行使ができなくなります。

また、株式の譲渡制限に係る定款規定の設定等の内容及びそのための臨時株主総会招集のための基準日設定につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

##### (2) 定款変更の内容

下記の通りです。

現行定款・変更定款案対照表（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(単元株)</u> 第8条 当社の単元株式数は、10株とする。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	( <u>単元未満株式についての権利</u> ) 第9条 当社の単元未満株を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利</u>
第8条～第34条	第10条～第36条 (現行第8条以降、1条ずつ繰り下げる。)
(新設)	( <u>附則</u> ) 第1条 第8条および第9条の新設の効力発生日は、 <u>平成29年12月15日とする。</u> 2 なお、本附則第1条は、前項の効力発生日をもって削除されるものとする。

(3) 日程

臨時株主総会開催日 平成29年12月1日(金曜日)  
定款変更の効力発生日 平成29年12月15日(金曜日)

(4) その他

・単元未満株に取り扱いについて

本定款の一部変更が承認された場合、10株未満の株式は単元未満株となります。本定款の一部変更により保有していた株式が単元未満株式となった場合、単元未満株式をご所有の株主様は、取扱証券会社でご所有の単元未満株式を売買することができませんが、以下の制度をご利用いただくことが可能であります。具体的なお手続きにつきましては、当社問い合わせ窓口までお問い合わせください。また、本定款の一部変更が承認された場合、株主総会の決議通知に買取請求書を同封して郵送いたします。

単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、株主様をご所有される単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

・定款一部変更に伴う株主様の権利に対する補足説明

※第166条第1項の規定により請求をする権利について：

取得請求権付株式の株主は、当社に対して、当該株主の有する取得請求権付株式を取得することを請求することができます。

※会社法第189条第2項各号に掲げる権利について：

- ① 全部取得条項付株式の取得と引換えに金銭等の交付を受ける権利
- ② 取得条項付株式の取得と引換えに金銭等の交付を受ける権利
- ③ 株式の無償割当てを受ける権利
- ④ 単元未満株式の買取りを請求する権利
- ⑤ 残余財産分配請求権
- ⑥ 株主名簿記載事項記載書面・記録提供請求権
- ⑦ 株主名簿閲覧請求権
- ⑧ 株式併合等の場合の金銭等交付請求権
- ⑨ 組織再編の場合の金銭等交付請求権

以 上